

【商品概要説明書】

後見支援預金

(平成30年3月1日現在適用中)

1. 商品名	・しずちゅう後見支援預金 (普通預金・決済用普通預金)
2. 販売対象	・個人のお客様で、家庭裁判所から後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) その他	・当行の口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・預入金額に制限はありません。 ・給与、年金、配当金等の自動受取は、ご利用できません。 ・振込の受取には、事前に家庭裁判所の「指示書」が必要です。「指示書」に記載された金額に限り、お受取できます。
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当行の口座開設店窓口でのみ、払戻できます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・毎日の店頭表示利率(スーパー定期300万円未満・期間1年もの)を適用します。ただし、決済用預金は、無利息です。 ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
7. 手数料	・口座維持手数料は、無料です。 ただし、定額自動送金を利用する場合、当行所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
8. 付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段 [※] として、定額自動送金または定額自動振替サービスが利用できます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※ 生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通預金口座へ、振込・振替するもの。
9. 預金保険の適用	・適用されます。 (保護対象預金等の合算で、1人当たり1,000万円までとその利息等が保護されます。ただし、決済用預金は全額保護されます。)

10. 元本欠損リスク と要因	_____
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	_____
12. 想定されるリスク	_____
13. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1口座（ただし、決済用預金との併用を希望する場合は2口座）とします。 ・ A T M（現金自動預払機）は、ご利用できません。
14. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等は、下記の窓口にてお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から） <li style="padding-left: 40px;">03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）